

○農林水産省告示第三百四十四号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表一の第一の二の項及び第二の二の項の規定に基づき、平成二十三年三月七日農林水産省告示第五百四十二号(植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物及び同表の第二の二の項の農林水産大臣が指定する有害植物)の一部を次のように改正し、公布の日の翌日から施行する。

令和五年二月二十七日

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
一	植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物は、次の表の一の項に掲げる有害動物(同表の二の項に掲げる有害動物を除く。)とする。	一	植物防疫法施行規則別表一の第一の二の項の農林水産大臣が指定する有害動物は、次の表の一の項に掲げる有害動物(同表の二の項に掲げる有害動物を除く。)とする。
	二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動物から除かれる有害動物		二 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていない有害動物から除かれる有害動物
	(略)		(略)
(一) 節足動物		(一) 節足動物	
(略)		(略)	
<i>Eumecurus strigatus</i> (ハイジマハナアブ)		<i>Eumecurus strigatus</i> (ハイジマハナアブ)	
<i>Eumecurus tuberculatus</i> (コナシハイジマハナアブ)		<i>Eumecurus tuberculatus</i> (コナシハイジマハナアブ)	
(略)		(略)	
<i>Melanaspis bromiiae</i> (バイナツブルクロマルカイガラムシ)		<i>Melanaspis bromiiae</i> (バイナツブルクロマルカイガラムシ)	
<i>Merodon equestris</i> (スイセンハナアブ)		<i>Melanaspis bromiiae</i> (バイナツブルクロマルカイガラムシ)	
(略)		(新設)	
<i>Syriza similis</i> (バラクキバチ)		<i>Syriza similis</i> (バラクキバチ)	
<i>Syriza pipiens</i> (モモトチビハナアブ)		<i>Syriza similis</i> (バラクキバチ)	
(略)		(新設)	
(二・三) (略)		(二・三) (略)	
(略)		(略)	
二 (略)		二 (略)	